

障害のある職員の任免状況について（令和5年6月1日現在）

西宮市

任命権者	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数
市長事務部局	2.6%	3,648.5人	98.5人	2.70%	0.0人
教育委員会	2.5%	914人	24.5人	2.68%	0.0人
上下水道局	2.6%	264人	7.0人	2.65%	0.0人

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

注2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。精神障害者である短時間勤務職員については、特例により1人を1人に相当するものとして1カウントしています。

注3 欄の不足数とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

注4 市長事務部局は法第42条の規定による特例認定を受けているため、西宮市立中央病院に勤務する職員を市長事務部局に勤務する職員とみなし合算して通報しています。